

## 令和5年度 岐阜県中学校総合体育大会

### 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生の 「参加資格の特例」に関する規程（令和5年3月22日時点）

岐阜県中学校体育連盟

本規程は、令和5年度全国中学校体育大会開催基準「7 参加資格「参加資格の特例」◎地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生」に記された内容を基に、本県中学校総合体育大会の参加を認める条件を定めたものである。

なお、この規程は岐阜県中学校総合体育大会の予選会（地区大会、郡・市・ブロック大会）にも適用する。また、この規程は、令和5年度全国中学校体育大会開催基準の「参加資格の特例」の見直しや変更があった場合は、必要に応じて加筆、修正するものとする。

- (1) 県内の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、岐阜県中学校体育連盟または地区中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 岐阜県中学校総合体育大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。
  - ① 岐阜県中学校総合体育大会の参加を認める条件
    - ア 岐阜県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
    - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（岐阜県内の中学校に在籍している生徒であること）。
    - ウ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること
    - エ 『岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和5年3月 岐阜県教育委員会（予定））の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」の「3管理（1）活動時間及び休日の設定」、「（5）保険の加入」、「4指導體制（3）適切な指導の実施」を遵守していること。
    - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは岐阜県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で岐阜県中学校体育連盟に登録されていること。（岐阜県中学校体育連盟の登録手続きについては別項に定める）
    - カ 岐阜県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
    - キ 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で岐阜県中学校総合体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
    - ク 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の事務局等が岐阜県内に所在し、活動拠点が岐阜県内であること。
    - ケ 本規程の「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）」とは、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動をいい、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム等の他、保護者会や複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。また、市町村が運営団体になることも想定される。どの団体であっても競技種目ごとに定められた「岐阜県中学校総合体育大会の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程」に合致していること。
  - ② 岐阜県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 岐阜県中学校総合体育大会開催基準要項を守り、出場する競技種目の大会要項及び申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 岐阜県中学校総合体育大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 岐阜県中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 岐阜県中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

(3) 登録手続き

① 岐阜県中学校総合体育大会（予選会となる地区大会、郡・市・ブロック大会を含む）において、事前に登録が必要な競技<sup>※1</sup>の参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者は、次のア～イの書類を毎年4月30日（その日が土日の場合は、翌日または翌々日の月曜日）までに、岐阜県中学校体育連盟会長に提出<sup>※2</sup>する。

ア 令和5年度岐阜県中学校総合体育大会登録申込書 <様式1>

イ 団体役員名簿及び団員名簿 <様式2>

② 岐阜県中学校体育連盟会長は、県競技専門委員長及び関係地区中学校体育連盟会長・地区中体連理事長と共に審査を行う。

③ 県中学校体育連盟会長は、審査結果を地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に速やかに報告する。

※1 事前に登録が必要な競技

陸上競技	水泳競技	バスケットボール	サッカー	ハンドボール
軟式野球	体操競技	新体操	バレーボール	ソフトテニス
卓球	バドミントン	ソフトボール	柔道	剣道
相撲				

※2 提出先期限及び提出先及び提出方法等

【提出期限】 令和5年5月1日（必着）

【提出先】 岐阜県中学校体育連盟事務局

（住所）〒500-8816 岐阜市菅原町3-3 岐阜県校長会館内

（E-mail）gifu-tyutairen@arion.ocn.ne.jp

【提出方法】 郵送またはE-mail

【問い合わせ先】 岐阜県中学校体育連盟事務局

（電話&FAX）058-262-2719

※事務局員は常駐しておりませんので、不在の場合は時間を置いてかけていただくか、日を改めてご連絡ください。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。